

# 公益法人三田市シルバー人材センター事務費規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人三田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、仕事の発注者より徴収する事務費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (事務費の徴収)

第2条 事務費は、センターが取り扱う仕事の引受と、それを実際に行う会員の仕事の提供に関する諸経費として徴収する。

2 事務費は、仕事の見積総額に含め、仕事の完了の都度発注者からセンターが徴収する。

## (事務費の額)

第3条 事務費は、センターの運営に要する適正な費用を償う額を超えない額とする。

2 前項の額は、受注金額（配分金に相当する見積額）の7パーセントから15パーセントとし、理事会において別に定める。

## (事務費の使途等)

第4条 事務費は、公益目的事業、収益事業及び法人の運営に要する経費に充当する。

2 収益事業及び法人の運営に要する経費に充当できる額は、事務費総額の50パーセント以内とする。

3 前項の事務費収入は、収益事業等会計及び法人会計の収入に計上する。

## (補則)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事会が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 社団法人三田市シルバー人材センター事務費規程（昭和63年10月15日制定）は、前項の登記の日の前日をもって廃止する。

## 附 則

この規程は平成25年9月1日から施行する

## 附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する